

固定資産税の特例の拡充・延長

令和3年6月16日時点

No	質問	回答
1	コロナ対策としてどういった変更があったのか。	生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。
2	事業用家屋とは何か。	非居住用家屋であって、一般的には工場などの事業用の建屋等を想定しています。
3	事業用の家屋の要件は何か。	以下の全ての要件を満たす必要があります。 ①先端設備等導入計画に盛り込まれる予定の家屋であること ②新築の家屋であること ③家屋の内外に生産性向上（年平均1%以上）要件を満たす設備等が一体となって設置されること ④設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること なお、事業用の家屋であっても、事業用の家屋が当該先端設備を稼働させるために取得又は建設されること、事業用建物が直接生産・販売等に活用され、中小企業者の労働生産性の向上に寄与するものであることなどの要件を満たさない場合には対象にならないため、ご注意ください。
4	上記①～④について、それぞれの必要な書類を教えて欲しい。	①先端設備等導入計画の案 ②建築確認済証 ③建物の見取り図、既に認定を受けた先端設備等導入計画 ④先端設備の購入契約書
5	土地も軽減の対象となるのか。	土地は対象となりません。
6	事業用家屋と構築物について、最低取得価格はいくらか。	それぞれ120万円が最低取得価格となります。

7	自社の所在する市区町村でもこの特例の適用は受けられるのか。	「導入促進基本計画」を策定している市区町村で、家屋を対象としている場合は、適用が可能です。詳しくは、中企庁WEBサイト(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html)を参照いただくとともに、取得・建設予定の事業用家屋の所在する自治体にお問い合わせください。
8	事業用家屋に関しても特例率はゼロ(又は1/2)となるのか。	お住まいの自治体が条例で規定する特例率に基づきます。詳しくは、中企庁WEBサイト(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html)を参照いただくとともに、取得・建設予定の事業用家屋の所在する自治体にお問い合わせください。
10	新たに建築した事業用家屋に、既に認定を受けて導入した先端設備等を設置した場合、事業用家屋は特例措置の対象となるか。	特例措置の対象となります。ただし、自治体によっては事業用家屋を特例の対象としていない場合もありますので、取得・建設予定の事業用家屋の所在する自治体にお問合せください。
11	居住用家屋と一体になっている事業用の事務所も軽減の対象となるのか。	事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が対象となります。
12	事業用家屋はどの単位で申告すればよいですか。	課税明細書に記載される単位で申請をいただきたいと思います。令和3年度以降に新たに課税される家屋については課税明細書が無い場合、所在を明らかにした上で家屋番号の単位で申告してください。なお、「所在」及び「家屋番号」は不動産登記簿に記載のある所在と家屋番号を指します。「所在」とは「住所」ではないことにご留意ください。

13	特例対象家屋が事業用であることを、どのような書類で証明したら良いのか。	以下の書類で事業用と居住用の別を示してください。 ※課税明細書及び以下の書類は、税務申告の際にもお持ちください。 ・所得税の申告用に算出している事業専用割合（青色の場合は「所得税青色申告決算書」の「○減価償却費の計算」における「事業専用割合（％）」（※1）、 ・白色の場合は「収支内訳書」の「○減価償却費の計算」における「事業専用割合（％）」（※2） ・上記以外にも、公的な書類で事業用と居住用の別が記載されているものであれば証明書類になり得ます。 ・いずれの場合も、該当部分の写しの提出が必要です。 ※1：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r01/13.pdf 様式の3ページ目 ※2：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r01/10.pdf 様式の2ページ目
14	自社は既に先端設備等導入計画を策定し、労働生産性の向上に取り組んでいる。今回、事業用家屋を新築しようと考えているが、当該計画にその家屋を追加することは可能か。	可能です。まずは、既存の計画に事業用家屋を位置づけるため、市町村に対する計画変更の申請が必要です。計画変更後に当該家屋を取得してください。また、当該家屋には300万円以上の先端設備を設置する必要があります。
15	事業用家屋を追加することによって、労働生産性の向上目標を変更する必要があるのか。	変更する必要はありません。これまでと変わらず、労働生産性が年率3%以上向上する計画としてください。
16	既に事業用家屋の工事の着工が開始しているのだが、市町村への導入計画の申請は事後的でも良いか。	事前に申請した計画に事業用家屋が位置付けられている必要があります。事業用家屋の引き渡し（＝取得）までには市町村への計画申請と認定を終了してください。
17	先端設備導入計画の計画変更によって事業用家屋を追加する際、既に認定を受けている計画に基づき取得した先端設備を設置した場合でも要件を満たすことになるのか。	可能です。ただし、取得価格が300万円以上の先端設備である必要があります。その場合は見取り図と合わせて過去の先端設備の購入契約書の写しを提出ください。
18	先端設備導入計画において定める労働生産性の式（営業利益＋人件費＋減価償却費／労働投入量）の減価償却費の部分に事業用家屋に係るものも追加するのか。	事業用家屋に係る減価償却費は追加する必要はありません。償却資産のみに係る減価償却費によって労働生産性を算出してください。

19	先端設備等導入計画の延長は可能か。	可能です。ただし、ご所在の市町村が定めている導入促進基本計画において、先端設備等導入計画の期間を定めておりますので、その範囲内での延長となります。
20	(市町村からの質問で)導入促進基本計画の延長は可能か。	

中小企業等経営強化法の改正後は、告示の附則の規定に基づき延長が可能です(生産性向上特別措置法に基づき導入促進基本計画の同意を得た市町村が対象)。